

監査公表第 576 号

平成 15 年 2 月 28 日監査公表第 477 号において公表した平成 14 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 17 日

京都市監査委員	椋	田	知	雄
同	柴	田	章	喜
同	江	草	哲	史
同	出	口	康	雄

平成 14 年度包括外部監査結果に対する措置状況  
「芸術文化の振興に関する事業及び文化施設の管理・運営について」

京都の秋音楽祭について

(文化市民局－1)

監 査 の 結 果
<p>P76 &lt;改善を要する事項&gt;                      実行委員会を設置して事業を行うときは、実行委員会が当該事業に係る収入・支出予算を計上し、自ら実施するべきものであるが、音楽祭については、実行委員会は、京都市から交付された負担金全額をもって、振興財団に委託している。したがって、音楽祭の実施について、実行委員会は、事業の実施には直接関与していない。                      今後、音楽祭事業については、現行に即して、京都市は事業費の一部を負担金として振興財団に交付し、振興財団は協賛者の募集等事業遂行に必要な総ての業務を行うというように、双方の分担業務を明確にして、京都市と振興財団との共催事業として実施することも検討されたい。</p>

講 じ た 措 じ 置
<p>音楽祭事業については、補助事業として「京都の秋音楽祭実行委員会」へ費用負担していたものであったが、平成 18 年度から財団法人京都市音楽芸術文化振興財団への委託事業として直接同財団に支出し、事業遂行に必要なすべての業務を同財団で行うことで実施するものとした。</p>

(監査事務局第一課)